



京都市

はぐくみ プラン



(京都市子ども・若者総合計画)【概要版】

Kyoto City Hagukumi Plan



京都市はぐくみ憲章

～子どもを共に育む京都市民憲章～

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 一 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 一 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 一 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 一 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 一 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 一 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



平成19年2月5日(育児ニコニコ笑顔の日)制定

3月13日京都市会が憲章推進を決議

平成23年4月1日「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」施行

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第1章 総則

第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条

前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第I部

計画の趣旨 1

- 1 計画の位置付け 1
- 2 京都市の特色 1
- 3 子ども・若者やその家庭を取り巻く現状 1
- 4 策定の基本理念 2
- 5 目指すべきまちの姿 2

第II部

具体的方策 3

第1章 優先的に取り組む事項 3

- 重点1 安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学び・育ち合い 3
- 重点2 若者のライフデザイン形成への支援 5
- 重点3 子育て家庭・子ども・若者の孤立防止 7
- 重点4 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援 9
- 重点5 はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化 11
- 重点6 真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進 12

第2章 施策の体系 13

- 1 ライフステージに応じた子ども・若者の成長 13
- 2 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援 14
- 3 子ども・若者とその家庭をみんなで支え・はぐくむ社会 14

第3章 各種需給計画 15

第III部

計画の推進に当たって 17

- 1 計画の進捗状況を示す指標 17
- 2 京都市はぐくみ推進審議会からの提言 17

第1部 計画の趣旨

1 計画の位置付け

1 位置付け

京都市の子ども・若者に係る総合的な計画であり、次の法定計画等に位置付け、関連。

[位置付け]

- 次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画
- 京都市子ども・子育て支援事業計画
- 京都市母子保健計画
- 京都市新・放課後子ども総合プラン
- 京都市社会的養育推進計画
- 京都市ひとり親家庭自立促進計画
- 京都市子ども・若者計画
- 子育て安心プラン
- 障害児福祉計画
- 京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画

[関連]

- 京都市の教育振興基本計画
- 京都市の教育に関する「大綱」

※ともに、京都市基本計画の該当部分に位置付け

2 計画期間

2020(令和2)年度～2024(令和6)年度(5年間)

2 京都市の特色

京都市ならではの市民力・地域力・文化力を礎とした「はぐくみ文化」

※市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支え、見守る「京都市はぐくみ憲章」が市民主導で制定

3 子ども・若者やその家庭を取り巻く現状

- 虐待、貧困、障害等の支援ニーズの増大・多様化
- 家族や地域社会の関係性の希薄化による孤立
- 少子化の進行
- 生活環境や雇用環境の変化等による、若者の将来への不安感・負担感の増大
- 長時間労働の常態化等による、仕事と家庭生活の両立困難

4 策定の基本理念

京都で育ち合い、学び合った子どもや若者が将来の展望を持って成長するとともに、京都に住み、働く人が幸せと希望を感じ、暮らし続けたいと思えるまちを実現します。

また、少子化などの課題にしなやかに対応するため、「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を更に推進し、結婚・出産・子育ての希望を持つすべての人の想いを叶え、京都市ならではの市民力・地域力・文化力を結集した「市民の生き合う※力」を高めます。

※各自が地域コミュニティを構成する一主体であるとの意識を持ちながら、他者との関わりの中で、支え合いと協力の精神に基づいて、お互いを認め、尊重し合い、共に生きること。

5 目指すべきまちの姿

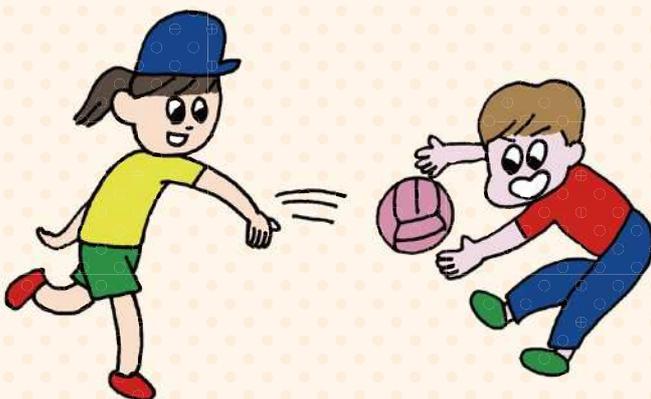
すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！
笑顔あふれる『子育て・「共育」環境日本一』のまち

- これを通じ、SDGsの理念「誰ひとり取り残さない」を具現化するとともに、あらゆる危機を乗り越えて将来にわたって人々がいきいきと暮らせる「レジリエンス」のある社会も実現



目指すべきまちの姿の実現に当たって重視する『子育て・「共育」環境』の視点

- 「子ども」が、大切に生まれ、希望を持って育ち合うことができる。
- 「若者」が、多様な可能性のもと、主体的に未来を切り拓いていくことができる。
- 「子ども・若者をはぐくむすべての家庭」が、子育てから学び、子どもと共に育ち合うことができる。
- 「身近な地域」が、子ども・若者を「社会の宝」として大切に育むとともに、子育て家庭を温かく応援していくことができる。
- 「社会全体」で、「真のワーク・ライフ・バランス」が息づき、すべての人が幸せを感じることができる。



第II部 具体的方策

第1章 | 優先的に取り組む事項

重点1 安心して妊娠・出産できる環境づくりと 子どもの学び・育ち合い

柱1 医療機関等と連携し、子どもや妊産婦を支援することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進

母親が安心して妊娠・出産できる環境は、子どもの健やかな成長に不可欠ですが、昨今の少子化の進行や地域のつながりの希薄化等に伴い、育児不安やメンタルヘルスの問題等、妊産婦が課題や困りを抱えやすい状況にあります。

このことから、「子育て世代包括支援センター」として区役所・支所に設置している子どもはぐくみ室の相談対応機能を最大限に発揮することで、妊娠前から育児期まで切れ目のない支援を行います。また、子育て家庭を身近な地域で支えるため、医療機関をはじめとした関係機関との連携を推進します。

[主な取組]

- ① 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実
- ② 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目のない支援の推進



柱2 幼児教育・保育の充実と支援の質の確保

京都市の子育て支援においては、幼児教育・保育の「質」と「量」の両面の充実を最重要事項として取り組んできました。

質の面では、国基準を上回る保育士配置や保育士の給与改善、私立幼稚園に対する独自の助成を継続するとともに、幼児教育・保育の従事者に対する充実した研修を実施しており、量の面では、第1期子ども・子育て支援事業計画のもとで計6,479人分の要保育児童の受入枠を新たに確保し(幼稚園における放課後等預かり保育を含む。)、保育を利用しやすいと実感いただける取組を推進してきた結果、2014(平成26)年度以降、年度当初における6年連続の保育所等待機児童ゼロを達成しています。

今後とも、幼児教育・保育の無償化や働き方改革の一層の進展、医療技術の進歩等を背景とした医療的ケアが必要な子どもの増加等に伴う、幼児教育・保育ニーズの更なる多様化など、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、多様な子育て支援事業や保育の担い手確保も含めて、一層の支援の充実を図ります。

[主な取組]

- ① 保育所等待機児童ゼロの継続
- ② 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
- ③ 保育士資格の新規取得者の確保、潜在保育士の再就職支援、就業継続支援の3つの観点からの保育の担い手確保の総合的な取組の推進
- ④ 幼稚園、保育園、認定こども園等における障害のある子どもの受入れの推進
- ⑤ 医療的ケア児保育支援事業の実施



市営保育所の今後の役割

増加かつ多様化する保育ニーズに対し、質の高い幼児教育・保育を実践することで、子どもの健やかな育ちや学びを提供していくことを目的に、引き続き、公・民が一体となって京都市の保育の質の向上及び地域の子育て支援の更なる充実を図っていきます。

市営保育所では、その時々状況に応じて、先駆的な保育の取組や災害等予期することができない突発的な事象への対応など、公として果たすべき役割を果たしていきます。

また、2005(平成17)年2月の社会福祉審議会の答申を踏まえて、公・民の役割分担については、財政面だけでなく、あらゆる場面で検討を進めることとしており、引き続き、公としての役割について不断の検証を行い、民間移管に取り組みます。

なお、本計画の策定に伴い、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)」は廃止しますが、改定版に基づき、既に移管対象保育所としている保育所は民間移管を進めていきます。

柱3 保幼小の連携・接続による「知・徳・体」の調和のとれた育成を推進

乳幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図るとともに生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、そうした学びと育ちを小学校へ円滑に接続するとともに、更にその先の中学校・高等学校等との接続においても学びの連続性を踏まえた取組を推進することが、「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」、ひいては「知・徳・体」の調和のとれた健やかな成長につながります。

このため、特に、保幼小接続の観点からは、就学支援シートやこどもみらい館における保育者の資質向上の取組など、これまでの京都市独自の取組に加え、乳幼児期における学びと育ちを小学校に円滑につないでいくための多様な取組を、関係団体との連携のもとに進めていきます。

〔主な取組〕

- ① 小学校就学前施設と小学校の連携・接続による子どもの学びと育ちの共有
- ② 小学校就学前施設と小学校の子どもの交流
- ③ 小学校就学前施設と小学校の、教職員、保育士の交流及び研修の充実

重点2 若者のライフデザイン形成への支援

柱1 「若き市民」として、地域と若者が共汗することにより、社会への積極的な貢献を促進

ライフスタイルの変化やコミュニティの多様化等により、地域における人と人とのつながりが希薄化し、若者が地域の行事等に関わることが難しくなっています。

青少年活動センターが地域と若者を結ぶ拠点として、若者の活動につながる情報の発信や、地域特性をいかした特色ある事業を展開することにより、若者の様々な分野へのチャレンジを支援し、若者が地域活動等を通じて喜びや楽しみを感じることができるきっかけづくりとなる取組を推進します。

[主な取組]

- ① 若者の地域交流事業の推進
- ② 若者文化の発信

柱2 若者が持つ多様な力が発揮できる環境づくりの促進

自分の将来や進路等に対して不安を持つ若者は多く、若者が社会の担い手として様々な分野に挑戦し、活躍しながら大人へと成長する支援を行うことが重要です。

このため、「ユースサービス(青少年の自己成長の支援)」の理念のもと、若者が社会を形成する主体(パートナー)として、将来に夢と希望を持ってライフデザインを描けるような取組を推進します。

また、2022(令和4)年4月の成年年齢引下げに伴い、18歳を迎える新成人をはじめ、若者の成長をより一層促す取組を行います。

[主な取組]

- ① キャリア教育や異世代・多文化交流をはじめとした社会体験の実施
- ② 若手アーティストの支援
- ③ 若者同士が交流し、情報共有できる機会の提供



柱3 仕事・結婚・子育て等, 将来に展望を持った社会人になることへの支援

近年, 情報化やグローバル化等, 若者を取り巻く環境は大きく変化しており, 若者が明るい将来像を描きにくい状況にあります。また, ライフスタイルや人間関係の変化などにより, 家庭, 学校や職場に, 居場所や頼れる人がなく, 自分を受け入れてくれる環境を求めている若者もいます。

思春期及び青年期は, 社会の一員としての自主性の基礎を形成する大切な時期であり, 若者が自己肯定感を育み, 将来の生き方を自ら考え, 仕事・結婚・子育て等の自らの希望するライフデザインを形成するための取組を推進します。

[主な取組]

- ① 中学校・高等学校等における思春期健康教育の推進
- ② 大学生や青年期の若者等を対象とした妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発



重点3 子育て家庭・子ども・若者の孤立防止

柱1 乳幼児を抱える子育て家庭が交流できる支援施策の充実

近年、家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化などにより、特に在宅での子育てが中心となる乳幼児期など、子育て中の親が孤立しやすい状況となっており、子育て家庭の身近な地域において子育て支援活動の展開を図ることが重要です。

このため、乳幼児期を中心とした親子が利用する居場所の充実と機能強化を図るとともに、子育て家庭の悩みや不安に早期に気づき、必要な支援につなげます。

また、住民相互で行われる子育て支援活動についても児童館等の子育て支援施設や関係団体等との協力・連携により、活性化を図ります。



[主な取組]

- ① 地域子育て支援拠点事業の推進
- ② 課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に対する支援の強化
- ③ 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート事業)の推進

柱2 学童クラブ事業や放課後まなび教室等が連動した小学生の放課後等の居場所の充実

京都市では、学童クラブ事業における昼間留守家庭児童や放課後まなび教室における利用希望児童のすべての受入れを行うなど、学び・遊びを軸とした「放課後等の居場所」を提供しています。

一方で、共働き家庭の増加により、今後も利用ニーズの増大が見込まれるため、更なる実施場所の確保等の対策を推進していきます。

また、児童館における学童クラブ事業をはじめとする各事業において、学校・施設・地域・行政が連携して運営を行うとともに、事業間の融合を深めることにより、子どもたちが共に生き合い、育ち合う、安心・安全な居場所の充実を図っていきます。

[主な取組]

- ① 児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続
- ② 放課後まなび教室希望児童全員の登録の維持
- ③ 学童クラブ事業及び放課後まなび教室が連携した事業の推進



身近な地域で求められる子育て支援機能のあり方

京都市では、子どもやその家族を身近な地域全体で育み・支えていくため、当該地域のニーズや利用者の行動範囲などに応じて、必要となる子育て支援機能を確保してきました。

今後も身近な地域に必要な機能を確保・維持していくため、既存の施設や社会資源を最大限活用しながら、特にニーズの高い「乳幼児の子育て支援機能」や「学童クラブ機能」について、以下のとおり重点的に施策の充実を進めます。

機能	充実の方向性
乳幼児の子育て支援機能	児童館やつどいの広場などがいないため、乳幼児の子育て支援機能が身近にない地域において、つどいの広場を少なくとも年に1箇所程度新規に確保する。
学童クラブ機能	利用ニーズを見極めながら、全小学校区で学童クラブ機能の確保に努める。機能の確保・維持に当たっては、できる限り小学校の校内で実施場所を確保するなど、利便性や移動の安全性を考慮した充実を図る。

柱3 身近な地域における若者の居場所や気軽に相談できる場所の確保

様々な不安や困難を抱える若者が社会で孤立しないよう、青少年活動センターをはじめ、児童館や地域等の各機関が様々な取組を展開していますが、とりわけ、気軽に相談でき、安心して過ごせる居場所を確保することが重要です。

このため、青少年活動センターをはじめとした各機関が展開している居場所事業や相談事業の充実を図ることにより、地域の身近な場所で若者の居場所や気軽に相談できる場所がより一層確保できるよう取組を推進します。

[主な取組]

- ① 若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進
- ② 気軽な悩みや新たな挑戦を行いたい若者に応える相談支援の推進

重点4 特に支援を要する子ども・若者や その家庭への支援

柱1

ひとり親家庭の負担軽減のための支援, 貧困等の課題を抱えた子ども・若者が希望を持って活躍するための支援の充実

貧困等の困難を抱える家庭に見られる, 親子の関わりの不足や周囲からの孤立等の状況は, 子どもに学力や自己肯定感の低下等の影響を及ぼしており, 世代を越えた貧困の連鎖を断ち切るための支援策が求められています。

また, ひとり親家庭においては, 経済的に厳しい状況が多いほか, 経済状況に関わらず, 子育てと生計の維持を保護者一人で担い, 育児・家事の負担等から, 子育てに課題を抱えやすい状況にあります。

こうした現状のもと, 子どもや若者が自己を肯定し, 夢や希望を持って健全に学び, 成長し, 自立していくための支援とともに, 保護者の子育てへの不安や負担感を軽減する切れ目のない支援を, 地域, 関係機関, 企業等と連携した多種多様なアプローチにより, 総合的・複合的に推進します。

[主な取組]

- ① 地域や民間団体による子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組への支援
- ② 生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施
- ③ ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心としたひとり親家庭支援
- ④ 困難を抱える家庭に係る地域, 関係機関, 企業等と連携した情報共有の強化ときめ細かな情報提供

柱2

児童虐待からすべての子どもを守り抜くための取組の推進

近年, 児童虐待相談・通告件数が全国的に増加の一途をたどる中, 児童虐待を要因とした幼い命が奪われる事案も発生する等, 児童虐待対策に関する取組や機能強化が喫緊の課題となっています。

京都市においては, 従来から, 学校や関係機関との連携強化や, 虐待を受けた子どもへの重点的な支援の実施等, 児童虐待に対して重点的に取り組んできましたが, 地域や関係機関との連携のもと, すべての子どもを守り抜くため, これまでの取組をより一層充実していきます。

[主な取組]

- ① 児童虐待対策に係る取組の推進
- ② 児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ③ 区役所・支所子どもはぐみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】



柱3 「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備

京都市では、様々な事情により親と暮らすことができない児童を受け入れる児童養護施設等において、子どもの「安心感」「自己肯定感」「特定の大人との信頼感」を育むため、小規模かつ地域に根ざした、より家庭的な養育を推進してきました。

このような状況の中、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」(2017(平成29)年8月)が発出されたことを受け、本市においては、児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則を踏まえた養育里親を中心とした里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組等を総合的かつ一体的に実施し、「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備を進めていきます。



〔主な取組〕

- ① 里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制
(里親のリクルートから委託後の支援までの包括的な支援体制)の構築
- ② 里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ③ 乳児院・児童養護施設等の高機能化、多機能化・機能転換及び小規模かつ地域分散化の推進

柱4 ひきこもり状態にある子ども・若者への支援の充実

人と人のふれあいや社会とのつながりが希薄となり、孤立した状態に置かれているひきこもりについては、長期化、高年齢化により、子ども・若者だけにとどまらない課題となっています。

京都市では、市民にとって分かりやすい支援の入口を示すとともに、自治会・町内会や社会福祉協議会、民生児童委員、ユースサービス協会をはじめとする地域・民間団体との協働のもと、教育、保健、福祉、雇用などの関係部局との連携を一層強化し、多様化・複雑化した課題を抱える当事者や家族に寄り添った支援に取り組んでいきます。

〔主な取組〕

- ① 「切れ目ない支援」の実現に向けたひきこもり支援の充実
- ② 関係機関と連携した子ども・若者総合支援の周知拡大
- ③ 子ども・若者支援地域協議会の取組の推進

重点5 はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化

柱1 子どもや若者を「社会の宝」として、社会全体ではぐくむ風土の更なる醸成

京都市では、「京都市はぐくみ憲章」の理念のもと、市民や関係団体等が主体となり、子どもを地域の宝として大切に育む「はぐくみ文化」が醸成されてきました。

一方で、子どもや若者、その家庭が抱える課題やニーズはこれまで以上に多様化しており、それらを取り巻く社会環境においても、少子化の進行による人手不足、外国籍市民の増加や性差に関する意識の変容による多様性の尊重など、様々な変化が見られており、「はぐくみ文化」の更なる深化が求められます。

このため、各種啓発や多文化共生の取組などを通じ、市民生活や地域コミュニティとの調和を図り、誰もが暮らしやすい社会を実現していきます。

[主な取組]

- ①「京都市はぐくみ憲章」の啓発・実践推進
- ②京都市外国籍市民総合相談窓口における、外国籍の子ども・若者や子育て家庭に関する相談に対する適切な情報提供などの支援

柱2 市民ぐるみ、地域ぐるみで子ども・若者とその家庭を支援するネットワーク機能の更なる推進

京都市では全市レベル、行政区レベル・身近な地域レベルの3層からなるネットワークを構築し、市民と行政が一体となって子ども・若者を支援してきました。

自治会・町内会や社会福祉協議会、民生児童委員、保護司をはじめとする地域団体との協働はもとより、子ども・若者を支援するあらゆる関係機関・団体、学校、企業、市民、行政が手と手を取り合い、ネットワークの連携をより一層強化していくことにより、子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で引き続き推進していきます。

[主な取組]

- ①区役所・支所子どもはぐくみ室の機能強化
(子育て支援コンシェルジュ機能の更なる活用等)
- ②学校運営協議会の設置拡大と取組の充実
- ③地域の見守り活動など、
地域ぐるみによる歩行空間の
安心・安全の確保



重点6 真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進

柱1

京都ならではの文化に触れ、地域行事に参加するなど、家族や子ども、地域との時間を大切にできる「ゆとりのある環境づくり」の促進

京都市では、仕事と家庭生活の調和に加え、地域活動などに積極的に参加することで、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進してきました。

地域からの孤立防止にもつながる地域活動や社会貢献活動のほか、京都の強みである文化・芸術、暮らしの文化に触れることは子ども・若者の豊かな感性や人間性を育むことも期待できるため、これらに触れ、参加する機会を積極的に創出します。

〔主な取組〕

- 1 京都ならではの伝統文化教育など、「ほんもの」の文化・芸術に触れる機会の創出
- 2 京の年中行事など、季節・生活・まちを彩る暮らしの文化に触れる機会の充実
- 3 児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施
- 4 若者の地域コミュニティへの参加機会の提供



柱2

企業や職場ぐるみで、生活や子育てと仕事が相互に高めあう「働き方改革」を推進

子ども・若者の生き方の手本となるべき大人が、家庭で、地域で、職場でいきいきと楽しみながら輝くことができる社会を創ることが重要です。このため、他方で安定した生活の基盤となる経済的利益を犠牲としないように生産性の向上も併せて行いながら、「働き方改革」を推進してきました。

家庭生活や仕事を単なる手段ではなく、各人の生き方に関わることとして捉えたうえで、両者がともに豊かなものとなるよう「職場」、「家庭」、「地域や社会」、それぞれの場において意識変革を促すことはもとより、柔軟な働き方が実現できる労働環境の整備など、「働き方改革」の取組を実践していきます。

〔主な取組〕

- 1 「働き方改革」に取り組む企業等の先進事例の収集及び波及・浸透
- 2 地域・保護者と共に進める、学校、幼稚園、保育園、認定こども園、児童館等の働き方改革
- 3 「真のワーク・ライフ・バランス」実践のための情報発信の充実

第2章 | 施策の体系

※施策の体系に掲げる各取組については、本冊を御参照ください。

1 ライフステージに応じた 子ども・若者の成長



妊娠・出産～乳幼児期

(1) 母子保健

- ア 妊娠前から支える安心して妊娠・出産できる環境づくり
- イ 産後ケアと育児不安を軽減するための支援の推進

乳幼児期～学童期

(2) 乳幼児期の子育て支援

- ア 乳幼児の健やかな発育・発達のための支援の推進
- イ 乳幼児や子育て家庭の健やかな成長のための場づくり
- ウ 子どもの病気や事故に対応できる体制の充実

(3) 幼児教育・保育

- ア 幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上
- イ 多様な幼児教育・保育の提供と質の向上



学童期～思春期

(4) 子どもの教育環境

- ア 学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちが夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を育む教育の推進
- イ 新しい教育ニーズに応える持続可能で安全・安心な教育環境の整備

(5) 放課後の子どもたちの居場所づくり

- ア 学童クラブ事業や放課後まなび教室の充実と連動
- イ 児童の健やかな成長と安心・安全な居場所づくり

思春期～青年期

(6) 思春期保健

- こころとからだの健康づくりと次世代をはぐくむ意識づくりの促進

(7) 若者の自己成長と社会参加

- ア 多様なライフデザイン形成への支援
- イ 若者が持つ多様な力をいかした社会づくり



ライフステージ全般

(8) 子育て家庭の生活の安定や子ども・若者の健やかな成長に資する継続的な取組

2 特に支援を要する 子ども・若者やその家庭への支援



- (1) 貧困家庭の子ども・若者への支援
 - ア 子どもや若者への生活・学習・社会体験の推進
 - イ 家庭への子育て・経済・就労支援の推進
 - ウ 地域、関係機関、企業等との連携による貧困家庭等を支える環境づくりの推進
- (2) 児童虐待対策・少年非行対策, 社会的養育の推進
 - ア 児童虐待からすべての子どもを守り抜くための取組の推進
 - イ 少年の非行防止と立ち直りを支援するための取組の推進
 - ウ 「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備
- (3) 困難を有する若者への支援
 - ア 早期発見と横断的な支援の推進
 - イ 地域・民間団体との連携による支援の強化
- (4) 障害のある子どもへの支援
 - ア 早期発見・早期支援
 - イ 特性や状況に応じた支援の提供
 - ウ 相談・支援・連携体制の強化
 - エ 一人一人のニーズに応じた教育の推進
- (5) ひとり親家庭支援
 - ア 子育てを支える生活支援・相談・居場所づくり, 学習支援の推進
 - イ 生活の基盤を支える就労支援, 経済的支援の推進



3 子ども・若者とその家庭を みんなで支え・はぐくむ社会



- (1) 次代を担う子ども・若者をはぐくむ地域共生社会の推進
 - 子ども・若者を支える支援ネットワークの充実
- (2) 親育ち促進
 - ア 親として学び, 育ち合う取組の推進
 - イ 子育ての楽しさ, 素晴らしさを感じることができる環境づくり
- (3) 「真のワーク・ライフ・バランス」の促進
 - ア 京都ならではの市民力, 地域力, 文化力をいかした地域活動や文化・芸術振興の推進
 - イ 柔軟で多様な働き方の実現に向けた取組支援



第3章 | 各種需給計画

以下の需給計画を本冊で定めています。また、1の子ども・子育て支援事業計画については、別冊でその詳細を掲載しています。

1 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本指針に沿って定めることとされているものです。次の項目について、量の見込み、及び提供体制の確保の方策とその実施時期を設定しています。

(1) 幼児教育・保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業

京都市事業名	国事業名
区役所・支所保健福祉センター子どもはぐみ室における相談・支援	利用者支援事業
時間外保育事業	延長保育事業
一時預かり事業(保育所型)	一時預かり事業(一般型)
幼稚園における預かり保育(市立・私立幼稚園)	一時預かり事業(幼稚園型)
病児・病後児保育	病児保育事業
児童館・学童クラブ事業, 放課後ほっと広場, 地域学童クラブ事業補助	放課後児童健全育成事業
家庭訪問による継続的個別支援(子どもはぐみ室職員による支援)	養育支援訪問事業
家庭訪問による継続的個別支援(育児支援ヘルパー派遣事業)	養育支援訪問事業
子育て支援短期利用事業(ショートステイ)	子育て短期支援事業
子育て支援短期利用事業(トワイライトステイ)	子育て短期支援事業
保育所拠点事業, 児童館事業, 京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業, こどもみらい館	地域子育て支援拠点事業
京(みやこ)いきいき子育てサポート事業(京都市ファミリーサポート事業)	子育て援助活動支援事業
新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)	乳児家庭全戸訪問事業
京都市妊産婦健康診査	妊婦に対する健康診査



2 障害児福祉計画に掲げる数値目標

「児童福祉法」に基づき、国が示す基本指針に沿って定めることとされているものです。児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害のある児童に係るサービスの必要量の見込みを設定しています。

3 社会的養育推進計画に掲げる数値目標

「児童福祉法」の理念を実現するため、国が示す要領に沿って定めることとされているものです。代替養育を必要とする子どもの数や、里親養育を必要とする子どもの数（里親等委託率）、一時保護を必要とする子どもの数等についての見込み、目標やその達成時期などを設定しています。



第III部 計画の推進に当たって

1 計画の進捗状況を示す指標

項目	計画最終年度までの目標値	現況値(30年度)
妊娠11週以下での妊娠の届出率	100%	93.4%
保育園等における年度当初待機児童数	ゼロの継続	ゼロ
学童クラブ事業における年度当初待機児童数	ゼロの継続	ゼロ
放課後まなび教室希望児童の登録	100%の維持	100%
青少年を登用している附属機関等の割合	50%	47.5%
京都市はぐくみアプリのダウンロード数(運用開始以降の合計数)	53,000件	23,801件
児童生徒が在学中に茶道(小学校)・華道(中学校)を体験した市立小・中学校の数	小:全校 中:全校	-

2 京都市はぐくみ推進審議会からの提言

本計画の策定に向けた検討過程においては、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「京都市はぐくみ推進審議会」により議論を頂きましたが、その中で、次のとおり、計画に基づく施策の推進に向けた提言を受けています。



京都ならではの「はぐくみ文化」の更なる深化に向けた提言

京都市においては、SDGsの「誰ひとり取り残さない」という理念のもと、「すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！子育て・「共育」環境日本一のまち」を目指すべきまちの姿に掲げ、子どもや若者を社会の宝として大切に育む京都ならではの「はぐくみ文化」のもと、妊娠前から子ども・若者までの切れ目のない支援をより一層充実させることとしている。

一方で、子ども・若者やその家庭が抱えるニーズや課題は多様化しており、こうした公的サービスを行政だけが担うのではなく、市民や地域団体、事業者、関係団体、大学、NPO、企業など、様々な主体との協働がこれまで以上に重要なものとなっている。

今後、「切れ目のない支援」の実効性を確保していくに当たり、こうしたあらゆる主体が「自分ごと」「みんなごと」として関わり、「はぐくみ文化」が更なる深化を遂げるよう、次のとおり提言する。

- ① 人は、一人一人かけがえのない存在であり、多様な個性や可能性を持って生まれてくるものである。お互いを認め、尊重し合えるよう、家庭や社会のあらゆる分野で「子ども・若者の最善の利益」が考慮されなければならないことを、全ての取組において徹底すること。
- ② 子ども・若者の成長にしっかりと向き合うことをはじめとした「家庭生活」と安定した生活の基盤となる「仕事」との両立に、より豊かな人生を送るための「地域活動や社会貢献活動」を加えた三つの柱がより充実したものとなるよう、事業者や地域団体等とともに、それぞれの場で各人が楽しみながらいきいきと輝くための環境を醸成すること。
- ③ 人は他者との関わりの中で充足感・幸福感を得られることを改めて認識し、各種居場所づくりによる孤立防止の取組はもとより、地域コミュニティ活性化に向けて、これまで以上に事業者や地域団体等と連携し取り組むこと。
- ④ 「京都で住みたい、住み続けたい」「京都で子育てしたい」と感じられるよう、子ども・若者に関する政策の推進はもとより、経済・雇用、住宅、都市基盤整備(公園、公共交通等)など、関連する政策分野と更なる連携・融合を図ること。
- ⑤ 幼児教育・保育の無償化の流れの中で、幼児教育・保育の利用はもとより、学童クラブ事業の利用が長時間化することも懸念される。大切な命を預かり、育み、保育し、教育する者が生きがいと希望を持って「社会の宝」である子どもと向き合える環境の中で、幼児教育・保育の質を確保し、児童の健全育成を推進するため、必要に応じた適切な利用を促すよう、保護者や関係団体とともに取り組むこと。
- ⑥ 「ユースサービス(青少年の自己成長の支援)」の理念のもと、若者が社会を形成する主体(パートナー)として、将来に夢と希望を持ってライフデザインを描けるような取組を更に充実させること。
- ⑦ 障害のある子ども、児童虐待、少年非行、ひきこもり、ひとり親家庭、貧困家庭など、支援を要する子ども・若者やその家庭が誰ひとり取り残されないよう、必要な支援を行うとともに、外国籍市民や性的少数者を含めて、様々な方が暮らしやすいまちとなるよう、しっかりと取り組んでいくこと。

令和2年 月
京都市はぐくみ推進審議会

本計画は、次のとおりすべて京都市情報館ホームページにおいて公開しています。

本体

本冊

本計画の趣旨や具体的な方策等を全般的・網羅的に掲載したもの。

別冊

子ども・子育て支援事業計画

本冊に定める同計画の詳細を掲載したもの。

資料集

- 計画の策定経過
- 市民ニーズ調査の結果
- パブリック・コメントの結果
- 本冊の基礎データ
- 前計画の進捗状況
- 京都市はぐくみ推進審議会委員名簿

概要版

多くの方に読んでいただけるよう、イラストを効果的に使用するなど、本計画の要点を簡潔かつ分かりやすくまとめたもの。

参考資料

事務事業一覧

本編の施策の体系に掲げる取組の概要を一覧にまとめたもの。



掲載ページのURL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000260990.html>



「子どもの権利条約」(一般原則)

- 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- 差別の禁止(差別のないこと)
すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



京都市は国連が定める
SDGs(持続可能な開発目標)の理念である
「誰ひとり取り残さない」まちを目指しています



京都市
CITY OF KYOTO

京都市 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル2階

TEL:075-746-7610 FAX:075-251-2322

〈ホームページURL〉<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000260990.html>

2020(令和2)年●月発行 京都市印刷物●●●●●号



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

京都市はSDGsの理念である「誰ひとり取り残さない」まちを目指しています